



® 平成 30 年 12 月 27 日 (木)
No. 14843 1部370円(税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)
-第4回・完- (1)

☆知的財産研修会(知財活用局面・目的に
応じた知的財産価値評価の実務) (11)

日中韓の審判実務の比較研究 (権利範囲の判断) -第4回・完-

日本大学法学部(大学院法学研究科)
教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、「特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システムに関する日中韓比較研究」(以下、「日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)」と称する。)における主要な論点について、複数回に分けて紹介し、解説を行うものである。今回は、中国の審理手続きについて全体的な

概要を紹介し、日本と対比して解説を行う。

2. 日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)の論点

日中韓のいずれにおいても、特許紛争は裁判所への提訴を通じて解決できる。しかし、裁判所への提訴とは別に、日中韓では、特許紛争の迅速な解決の

特許業務法人

北斗特許事務所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所長 弁理士 西川 恵清

弁理士 坂口 武
弁理士 田中 康
弁理士 仲石 晴
弁理士 水尻 勝
弁理士 北出 英 敏

弁理士 竹尾 由重
弁理士 佐藤 剛
弁理士 木村 豊
弁理士 谷水 慎
弁理士 松永 勉

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階
電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)
E-mail: post@hokutopat.com

ために特許権の保護範囲について判断する行政システムを運用している。具体的には、韓国における権利範囲確認審判、中国における専利権侵害紛争審判、及び日本における判定（特許発明の技術的範囲についての見解）である。

以下では、本研究に示されている具体的な論点のうち、中国の審理手続きについて全体的な概要を紹介し、日本と対比して解説を行う。

3. 中国における権利範囲確認審判

3-1. 特徴

特許権の侵害行為に関して、中国専利法60条は、法的救済と行政的救済の2つの救済方法を定めている。すなわち、特許権の侵害行為が発生したとき、特許権者又は利害関係人は、人民法院に訴訟を提起することもできれば、特許事務管理部門（中国国家知識産権局）に処理を求めることもできる。法的保護と行政的保護の2つの制度を活用できることが、中国の特許保護制度の特徴である。

行政的保護は、法的保護に比べて、処理期間が短く、費用が安価であることから、最近の専利権侵害紛争件数の急増に対する効果的な解決法である。ただし、当事者が行政的保護の判断（中国国家知識産権局の審判結果）に不服がある場合、当事者は人民法院に行政訴訟を提起することができる。

当事者が行政的保護（専利権侵害紛争審判）を請求する場合、その当事者が同じ侵害事実に関してすでに人民法院に訴訟を提起していた場合には、専利行政法執行弁法13条に準じて審判請求は認められない。

◆専利法60条

特許権者の許可を受けない特許の実施、すなわち特許権者の特許権侵害の結果紛争が生ずる場合、当事者の協議によって解決する。当事者が協議を望まない場合又は合意に至らない場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴訟を提起すること、又は特許事務管理部門に処理を求めることができる。当該事案を扱う特許事務管理部門が侵害が立証されるとみなす場合、侵害者に侵害行為を直ちにやめるように命ずることができる。侵害者が命令に不服の場合、命令通知受領日から15日以内に、

中華人民共和国行政訴訟法に従って人民法院に訴訟を提起することができる。

<解説>

中国では、特許侵害に対して、裁判所だけでなく行政が判断を行うことができ、この点は、日本や韓国と相違している。

中国の行政的保護は、処理期間が短く、費用が安価であることから、裁判以外の紛争解決手段として有益である点は、日本の判定制度の特徴と共通している。日本の判定制度も、特許侵害訴訟に配慮した制度であり、①中立的かつ公正な立場からの見解、②迅速な結論（最短3カ月）、③安価な費用（請求1件当たり40,000円の公的手数料）、④単純な手続、⑤一種の行政サービス（法的拘束力なし）、及び⑥実質的かつ十分に敬意に値し、権威のある見解である、という特徴を有している。

3-2. 法定財産

専利権侵害紛争審判は行政組織によって専利権侵害紛争を解決するものであり、行政組織の具体的行政処分である。したがって、中国専利法60条により、専利業務管理部門が特許権の侵害を認めるときは、侵害行為の停止を命じることができる。侵害者が命令に不服の場合は、人民法院に訴訟を提起することができる。一方、当事者が期限内に訴訟を提起せず、侵害行為を停止させない場合、専利業務管理部門は人民法院に強制執行を求めることができる。

<解説>

日本では、判定結果は、特許庁の公的な見解にすぎないので、法的拘束力を持たない。また、判定制度は、侵害の有無を判断するものではないため、侵害行為の停止を命じることにはできない。これに対して、専利権侵害紛争審判は、特許権の侵害を認めるときは、侵害行為の停止を命じることができる点で、日本の判定制度とは異なっている。

また、日本では、判定結果は、特許庁の公的な見解にすぎないので、判定の結果に不服がある場合でも裁判所に上訴することはできない。これに対して、専利権侵害紛争審判は、その判断に不服がある場合には、人民法院に訴訟を提起することができる点で、日本の判定制度とは異なっている。

3-3. 管轄区域

中国国家知識産権局（SIPO）は、専利行政法執行弁法に従って、専利権侵害について中国国内で管理及び監督を担当し、影響の大きな特許事件の場合、必要であれば、関連する専利業務管理部門に事件を処理させ、中央政府下の複数の省、自治区及び自治体に係る事件については、地方知識産権局と協力して事件を処理することができる。

省及び自治区の地方知識産権局は、その行政区域内で専利法に従って指導、管理及び監督を担当し、その行政区域内で重大、複雑かつ影響の大きな事件の管理を担当して、都市間の重大な特許事件の場合は、それらの都市の地方知識産権局と協力して事件を処理することができる。なお、都市の地方知識産権局は、その行政区域内の特許事件を担当することとされている。

<解説>

日本においては、特許庁（審判部）が判定制度を担当しており、原則として、他の行政当局との協力は行われていない。これに対して、中国では、専利権侵害紛争審判について、中国国家知識産権局（SIPO）は、複数の省や地方知識産権局と協力して事件を処理することができる。

なお、日本の特許法には、判定制度（特許法71条）のほかに、鑑定制度（特許法71条の2）が規定されており、特許について裁判所から特許庁に鑑定の嘱託があった場合、特許庁において審判官の合議体が鑑定をすることができる。鑑定内容は、特許発明の技術的範囲についての鑑定のほか、意匠権の効力についての鑑定（意匠法25条の2）、商標権の効力についての鑑定（商標法28条の2）が行われている。

また、日本の関税法には、意見照会制度が規定されており、特許権、実用新案権又は意匠権について、税関において認定手続が開始された場合、権利者又は輸入者は、税関長に対して、権利範囲に属するか否かに関して特許庁長官に意見照会を求めることができる（関税法69条の17第1項）。また、税関長は、権利者又は輸入者の求めがなくとも、必要と認めるときは技術的範囲等に関して、特許庁長官に意見照会することができる（関税法69条の17第9項）。その他、営業秘密については、

税関長から経済産業大臣に意見を求める制度（関税法69条の17）があり、育成者権については、税関長から農林水産大臣に意見を求める制度（関税法69条の18、同法69条の19）がある。

このように、日本では、鑑定制度や意見照会制度において、特許庁などの所管官庁が他の関連部署と協力する制度が採用されている。

◆特許法71条の2（第1項）

特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定の嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

◆意匠法25条の2（第1項）

特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定の嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

◆商標法28条の2（第1項）

特許庁長官は、裁判所から商標権の効力について鑑定の嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

◆関税法69条の17（第1項）

特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあっては技術的範囲等について特許庁長官の意見を聴くことを、・・・不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあっては当該認定手続に係る貨物が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる。

◆関税法69条の18

税関長は、育成者権を侵害する貨物・・・に該当するか否かについての認定手続において、・・・育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続にあっては農林水産大臣に、・・・当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

3-4. 当事者

専利行政法執行弁法10条によれば、専利権侵害

紛争処理のために行政管理を求める場合は、請求人の具体的な利害が必要とされる。すなわち、請求人は、特許権者又は利害関係人でなければならず、利害関係人は、特許実施契約の実施権者、及び特許権者の法定相続人を含む。

特許実施契約の実施権者のうち、独占実施契約の実施権者は、単独で請求を申し立てることができる。排他実施契約の実施権者は、特許権者がいかなる請求も申し立てないという条件下で、単独で請求を申し立てることができる。普通実施契約の実施権者は、契約に別段の定めがない限り、単独で請求を申し立てることはできない。請求人が特許権者又は利害関係人でない場合、地方知識産権局は、専利行政法執行弁法13条に従って請求を受理しない。

審判を請求する場合、請求人は、請求書、請求人の法的地位の証明書及び特許登録証を提出しなければならない。請求人の法的地位の証明書は、請求人が個人である場合は居住者身分証明書又はその他の有効な身分証明書、又は請求人が法人である場合は有効な営業許可証又は請求人の法的地位を証明できるその他の証明書類の副本、並びに請求人の法定代理人又は主な担当者の身分証明書を含み、特許権の証明書は特許登記簿の副本、又は特許登録証及び当年の年間特許料の受領証を含む。

専利権侵害紛争の被請求人に関して、専利行政法執行弁法10条は、請求に対する明白な当事者がいなければならないと定める。それに応じて、被請求人が明らかでない又は示されていない場合、地方知識産権局は専利行政法執行弁法13条に準じて請求を受理しないことがある。

◆専利行政法執行弁法

第10条 専利管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求するには、以下の条件に適合しなければならない。

- (一) 請求人が専利権者又は利害関係者である。
- (二) 明確な被請求者があること。
- (三) 明確な請求内容と具体的な事実、理由があること。
- (四) 案件を受理する専利業務管理部門の案件受理及び管轄の範囲に属すること。

(五) 当事者が当該専利権侵害紛争について人民法院に提訴していないこと。・・・

第13条 請求が本弁法第10条の規定に適用場合、専利業務管理部門は請求書を受取った日から5営業日以内に立件し、そして請求者に通知する上、当専利権侵害紛争を処理するために3名又は3名以上の奇数の法執行官を指定する。請求が本弁法第10条の規定に適用しない場合、専利業務管理部門は請求書を受取った日から5営業日以内に、請求者に受理しない旨を通知し、かつその理由を説明する。

<解説>

日本の判定制度においては、請求人について、特許発明の技術的範囲に関して疑いを抱く者は誰でも日本特許庁に判定を求めることができる。ただし、制度の目的に鑑み、「判定請求理由」欄において判定請求の必要性を説明することが示されている（審判便覧58-01 2. (3)）。なお、特許が共有されている場合、共有者全員で特許権に関する判定請求を申し立てる必要はない。ただし、特許権を共有する特許権者に対する請求がなされた場合は、被請求人は特許権の共有者全員となる。

被請求人については、判定請求は必ずしも相手方を必要としない。ただし、被請求人を示さずにある製品又は方法が特許発明の技術的範囲に属することを求める判定に関しては、被請求人が示されない理由が明らかでない場合は審尋を送り、被請求人となるべき者がいれば、その者が被請求人として示されることになる。これに対して、ある製品又は行為が特許発明の技術的範囲に「属さない」という判定を第三者が請求する場合、被請求人が示されていない場合は、権利者（特許権者、専用実施権者）を被請求人として示さなければならないことが通知され、それに回答がなければ、権利者が被請求人とみなされる（審判便覧58-03 1. (1)）。

被請求人は、自分に実施の意図がないことを答弁書で明らかにすることができる。答弁書で被請求人が自分は当該発明を実施しておらず、将来実施する意図もないことを明らかにした場合、答弁書は請求人に伝達され、請求人の反論を受けた後に、見解が出される。

3-5. 請求

審判を請求する場合、請求人は、請求書、請求人の法的地位の証明書及び特許登録書を提出しなければならない。また、請求人は、被請求人の数に応じて請求書及び関連証拠の謄本を提出しなければならない。

専利行政法執行弁法12条によれば、請求書には、請求人の氏名又は名称又は肩書き及び住所、法定代理人又は主な担当者の氏名及び職責、及び代理人が存在する場合は、代理人の氏名、及び代理人組織の名称及び住所を示さなければならない。被請求人の氏名又は肩書きを示さなければならない。請求の対象となる事柄及び事実とその理由を示さなければならない。

請求書には、請求人が署名又は押印しなければならない。専利行政法執行弁法14条によれば、知識産権局は、請求書受領日から5日以内に、請求について被請求人に伝え、被請求人に請求書受領日から15日以内に答弁書の提出を求めなければならない。ただし、被請求人が期限内に答弁書を提出しない場合でも、地方知識産権局の行政手続きに影響を与えない。地方知識産権局は、被請求人の答弁書受領日から5日以内に答弁書について請求人に伝えなければならない。

専利行政法執行弁法19条によれば、地方知識産権局は、専利権侵害紛争に関する審決書を作成しなければならないが、当事者が協定に至った場合又は請求人が請求を取り下げた場合を除く。なお、行政手続きは、知識産権局による審決書の作成によって終了する。

◆専利行政法執行弁法

第12条 請求書には次の内容が記載されなければならない。

1. 請求人の氏名又は名称、住所、法定代理人又は主な担当者の氏名、職務。代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機関の名称及び住所
2. 被請求人の氏名又は名称、住所
3. 処理を請求する事項及び事実と理由

第14条 専利業務管理部門は立件日から5営業日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求者に送達しなければならない。被請求者が受取った日

から15日以内に答弁書を提出し、かつ請求者の人数に応じて答弁書の副本を提供するよう要求する。被請求者が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、専利業務管理部門の処理には影響しない。

被請求者が答弁書を提出した場合、専利業務管理部門は受取った日から5営業日以内に答弁書の副本を請求者に送達する。

第19条 当事者が調停、和解協定に達したか、請求人が請求を撤回した場合を除き、専利管理部門の専利権侵害紛争では処理決定書を作成しなければならない。以下の内容を明記する。

1. 当事者の名称又は氏名、住所
2. 当事者の陳述した事実と理由
3. 権利侵害行為の認定が成立するか否かの理由と根拠
4. 処理を決定し、権利侵害行為が成立していると認定した場合、被請求人が速やかに停止すべき権利侵害行為の類型、対象、範囲を明確に記述して命じなければならない。権利侵害行為が不成立だと認定した場合、請求人の請求を差し戻ししなければならない。
5. 処理決定に不服で行政訴訟を起こす方法と期限。処理決定書は専利管理部門の公印を捺印しなければならない。

<解説>

日本特許法には、判定が請求されたときは、審判手続に準じて審理がなされることが規定されている（日本特許法71条3項）。判定を請求する場合、まず、請求書を作成し、特許庁審判部に提出しなければならない。

判定請求では、請求が方式要件を満たさない場合には受理されない。ある製品又は方法が特許発明の技術的範囲に属するか否かに関して判定を請求する者は、①対象特許番号を特定した判定請求事件の表示、②当事者、③請求の趣旨と理由などを記述した文書を特許庁長官に提出しなければならない。

判定が請求される場合、審判長は請求書の謄本を被請求人に送達し、被請求人に答弁書提出の機会を与え、期限を指定する。答弁書が受理されると、審判長は答弁書の謄本を請求人に送達する。

3-6. 審理

(1) 審理の合議体

専利行政法執行弁法13条によれば、請求が要件を満たす場合、地方知識産権局は、請求書受領日から5日以内に、受理について請求人に通知しなければならない、その間、地方知識産権局は、専利権侵害紛争を処理する3名以上の奇数の者で構成される審理の合議体を組織しなければならない、とされている。

<解説>

日本において、判定は、日本特許法71条2項の規定に準じて指定された審判官3名の合議体によって行われ、多数決によって判定が下される。

(2) 審理方法

審理方法に関しては、原則的には書類審査が行われる。ただし、専利行政法執行弁法16条によれば、知識産権局は、専利権侵害紛争を処理するにあたり、事件の経緯の必要性に応じて口頭審理を行うか否かを決定することができる。知識産権局が口頭審理を行うことを決定した場合、知識産権局は、口頭審理の遅くとも3日前までに、当事者に時間と場所を通知しなければならない。

当事者が正当な理由なく出席を拒む場合、又は口頭審理中に許可なく退席する場合、請求人は、請求を取り下げたと見なされ、被請求人は欠席とみなされる。この場合、知識産権局は、職権により口頭審理を行うことができる。

なお、専利行政法執行操作指南2.3.1.1は「専利業務管理部門（知識産権局）は、専利権侵害紛争を処理するにあたり、事件の経緯の必要性に応じて、口頭審理を行うか否かを決定し、合議体長、構成員を決定することができる」と規定している。

◆専利行政法執行弁法

第16条 専利管理部門の専利権侵害紛争処理においては、案件状況に基づいて口頭審理を行うか否かを決定することができる。・・・

<解説>

日本において、判定は、原則として、書面審理によって行われる。ただし、審判長は、当事

者による申立又は職権により、口頭審理によって判定を行うことを決定することができる。

また、判定制度には、職権の原則が採用される。審判長は当事者によって申し立てられなかった根拠を審理し、職権により審理方式を書面審理から口頭審理に変更することができる。ただし、請求人が請求しなかった請求の趣旨を判定において審理することはできない。

3-7. 法的効力

地方知識産権局による専利権侵害紛争審判は行政組織の具体的行政処分である。よって、その審決は法的拘束力を持つ。当事者が審決に不服の場合、当事者は人民法院に行政訴訟を提起することができ、当事者が審決に従わない場合、地方知識産権局は人民法院に強制執行を求めることができる。

また、専利行政法執行弁法20条では、「専利業務管理部門又は人民法院が、権利侵害が成立していると認定する上侵害行為の即時停止を権利侵害者に命じる処理決定又は判決を出した後、被請求者が同一専利権に対して再度同一種類の侵害行為を行い、専利権者又は利害関係者が処理を請求する場合、専利業務管理部門は侵害行為の即時停止を命じる処理決定を直接的に出すことができる。」と定められており、一事不再理の原則が適用されている。

<解説>

日本において、判定結果は、特許発明の技術的範囲についての特許庁の公的な見解の表明であって法的拘束力はなく、行政不服審査法における行政庁の処分その他権力の行使にあたらない。したがって、判定結果について強制執行や上訴をすることができない。

また、日本では、一事不再理は、判定には適用されないため、この点で中国と相違している。このため、日本では、判定請求の反覆については、「同一の判定請求が繰り返されるときには、被請求人の業務が妨害されたり、また当庁における事件処理を混乱させ、正当な判定請求の審理を遅滞させる結果となるから、適切な行政措置によってこのような請求を防止することが望ましい。」とさ

れている（審判便覧58-03 1.（6）（7））。

中国国家知識産権局（SIPO）の下部組織であり、
審判業務を担当している。

4. 中国の組織（権利範囲確認審判）

○専利復審委員会の主任委員

○専利復審委員会

中国国家知識産権局（SIPO）の局長が兼任する。

表 1：権利範囲確認審判に関する統計（中国）

分類		地方知識産権局		
		2013年	2014年	2015年
特許	受理件数	504	1010	1865
	非公開受理件数	351	988	1836
実用新案	受理件数	1589	3461	7836
	非公開受理件数	1093	3404	7711
意匠	受理件数	2591	3200	4501
	非公開受理件数	2092	3248	4493
決定	審決	241	442	756
	調停	1774	5256	11223
	取下げ又は放棄	461	1942	2061

表 2：判定業務に関する統計（日本）

分類			2014年	2015年	2016年
特許	審判請求件数		39	28	97
	平均審理期間（月）		4.9	4.9	3.8
	審決	請求の受理	8	15	13
		請求の拒絶	23	18	14
		却下	－	－	－
		取下げ又は放棄	1	12	29
実用新案	審判請求件数		1	1	0
	平均審理期間（月）		－	－	－
	審決	請求の受理	0	0	1
		請求の拒絶	0	1	0
		却下	－	－	－
		取下げ又は放棄	0	0	0
意匠	審判請求件数		14	6	7
	平均審理期間（月）		12.1	13.9	9.9
	審決	請求の受理	8	4	2
		請求の拒絶	3	8	3
		却下	－	－	－
		取下げ又は放棄	0	3	0
商標	審判請求件数		8	2	6
	平均審理期間（月）		6.5	8.0	9.0
	審決	請求の受理	4	2	2
		請求の拒絶	1	2	0
		却下	－	－	－
		取下げ又は放棄	2	0	0

（* 平均審理期間とは、特許及び実用新案事件の平均的な審理期間である。）

（** 特許、実用新案、意匠及び商標の拒絶件数は、却下件数を含む。）

表3：人員 (中国・日本)

中国		日本			
分類	審判官	分類	審判長	審判官	合計
特許・実用 新案・意匠	266	商標・意匠・ 特許・実用新案	129	254	383

副主任委員は、局長が局内の経験を有する技術専門家と法律専門家の中から任用している。

○弁公室

予算案と報告書の作成、計画立案と実行、行政規則の策定と実施の監督、資産管理、機器の購買、財務管理を担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の問題を担当している。

○党委弁公室

党の管理業務、検査及び監督業務などを担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の問題を担当している。

○人事教育部

人員の採用、幹部の評価と昇格、人事記録管理、職員の研修、国際的な通信を担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の問題を担当している。

○審理業務協調部

中期的及び長期的な計画の策定、審査政策の策定、審査の調整、事件データの収集と分析を担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の問題を担当している。

○研究部

審理の規準及び学術研究計画の策定、審理の質の管理を担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の作業を実行している。

○品質保証部

専利復審委員会における各種業務の品質管理を担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の作業を担当している。

○情報技術部

情報技術、情報セキュリティを担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の作業を実行している。

○受理手続管理部

再審事件と無効事件の受理、自動化システム構

築への参加を担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の問題を担当している。

○17の技術復審部

関連技術分野の再審請求と特許無効請求の審判事件を担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の問題を担当している。

○第一・第二意匠復審部

意匠に関する再審請求と特許無効請求の審判事件を担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の問題を担当している。

○第一・第二行政訴訟部

専利復審委員会の決定を原告が不服とする場合に、弁護するための出廷や、関連技術分野の再審請求と特許無効請求の審判事件への参加を担当している。そのほか、指導者によって割り当てられたその他の問題を担当している。

<解説>

日本の審判部は、特許庁 (JPO) に所属する組織であり、審判部門 (38部門)、審判課、訟務室から構成されている。審判部長が審判部を担当し、首席審判長が置かれ、部門長は、審判長の中で兼職して任命されている。各審判部門は、部門長1人、複数の審判長、審判官から構成されている。審判部門、審判課、訟務室の概要は、以下の通りである。

○審判部門

審判部は全部で38部門から構成され、物理・光学・社会基盤部門 (第1～8部門)、機械部門 (第9～16部門)、化学部門 (第17～25部門)、電気部門 (第26～33部門)、意匠部門 (第34部門)、商標部門 (第35～38部門) から構成されている。

○審判課

工業所有権に関する審判への異議、及び、上訴に関する連絡調整に関することを業務としている。

図1：権利範囲確認審判に関する組織（中国）

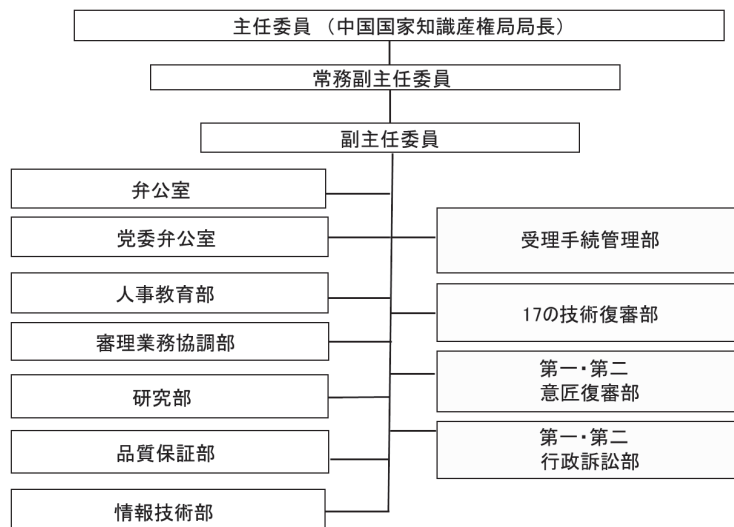
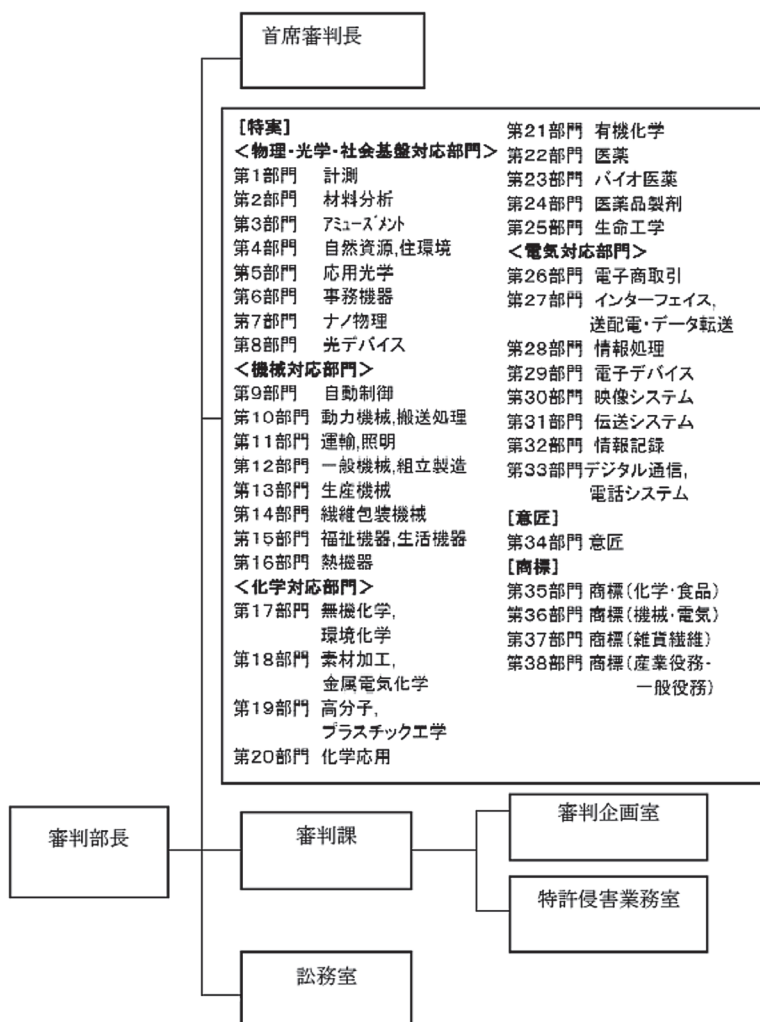


図2：判定業務に関する組織（日本）



知的財産研修会

知財活用の局面・目的に応じた **知的財産価値評価の実務**
～プロパテントからプロイノベーションへ進化した時代の知財評価の実務～

本研修会では、企業において知的財産マネジメントに携わる担当者や、知財ビジネスに投資したり支援するステークホルダーの方々を対象に、新しい時代における知財評価のあり方について、講師の経験を踏まえて、知財活用の局面や目的に応じた多様な評価実務のノウハウを、評価モデルとともにご紹介します。

<プログラム>

- | | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| 第一章：知的財産価値評価のために必要な知識 | 【評価モデル1】戦略的知的財産マネジメントの管理を目的とした指標評価 |
| 1. 知的財産価値評価の意義と役割 | |
| 2. 知的財産の価値評価を行うための基礎知識 | 3. 知的財産の移転が適正・公正に取引できるための価値評価 |
| 3. 評価人の心得と留保・制約事項 | |
| 4. 知的財産の価値評価手法の基礎知識 | 【評価モデル2】特許権の移転を目的とする価値評価ガイド |
| A) 資産化アプローチ（定量評価）手法 | |
| B) 用益潜在力アプローチ（定性評価）手法 | 【評価モデル3】商標権の移転を目的とする価値評価ガイド |
| 5. 知的財産価値評価の基本的手順の説明 | |
| 6. 評価対象となる知的財産の種類別（法域別）特有の考え方 | 4. 知的財産のライセンスを目的とする価値評価 |
| | 【評価モデル4】特許権のライセンス料算定ガイド |
| 第二章：局面別・目的別に応じた知的財産価値評価の実務 | 5. 知的財産による資金調達とそのための知的財産価値評価 |
| 1. 局面別・目的別の知的財産価値評価の必要性 | 【評価モデル5】知財活用事業の経済的価値と担保価値の算定ガイド |
| 2. 知的財産マネジメントによる企業価値最大化のための評価 | |

日本弁理士会会員の皆様へ

（一財）経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

日 時：平成31年2月15日（金） 10：00～16：10（開場 9：30）

場 所：CONFERENCE BRANCH 銀座 E会議室

東京都中央区銀座3丁目7-3 銀座オーミビル 4階

（東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線銀座駅下車 A13番出口より徒歩約3分）

講 師：大津内外国特許事務所 所長・弁理士 大津 洋夫 氏

（日本弁理士会 元・知的財産価値評価推進センター副センター長）

お申込：一般財団法人 経済産業調査会 業務部

TEL：03-3535-4881 E-mail：seminar@chosakai.or.jp

参加料：各1名につき（資料代・消費税込）

特別会員 10,000円 普通会員・知財会員 15,000円

特許ニュース・
経済産業公報ご購入者 18,000円 一 般 23,000円

主 催：一般財団法人 経済産業調査会

最新のセミナー情報がご覧になれます

経済産業調査会 セミナー

検 索



バックナンバー 検索・閲覧サービス

創刊号から56年分の特許ニュースを
デジタル版で検索・閲覧できます！

どなたでも

無料トライアル 受付中！！



トライアル受付は、下記 URL、
メールまたはQRコードから

URL <https://goo.gl/UgGGux>
メール tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp

トライアル期間：2週間お試し

※過去5年分の検索・閲覧となります。



* 135-0004
* 東京都江東区森下 3-1 2-5
* 丸
* 株
* IT
* 東

**新聞の帯からでも
お申込みできます！**

12345678 特許ニュース

特許ニュースバックナンバー検索・閲覧サービス
無料トライアルお申込みは下記URLまたはQRコードから
<https://goo.gl/UgGGux>



バックナンバー検索・閲覧サービスの特徴

1

多くのバックナンバーの保管場所や管理の煩雑さを解消！

2

いつでもどこでも特許ニュースが検索・閲覧できます！

3

知財判例・解説等、過去の記事を日付やキーワードで検索

本申込みについて

＜サービス利用料＞

通常 **48,000円 / 年(税別)**



特許ニュースご購入者

36,000円 / 年(税別)

＜お申込み方法＞

下記URL、メールまたはQRコードから

URL <https://goo.gl/qJi2yU>
メール tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp

※当サービスは、請求書またはクレジットカードでお支払いいただけます。

お問い合わせは下記 URL、メールまたはQRコードから
<https://goo.gl/wQm8uM>
tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp

